

「学校安心ルール」(三津屋小学校)

<基本的な考え方>

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしています。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業に関係のない話をしたり、遊んだりする	・からかう、ひやかす ・悪口、かげ口を言う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・個別指導 ・場合によっては家庭連絡
第2段階	・授業に故意に遅れる ・授業中に故意に抜け出す	・無視する ・仲間はずれにする ・物を勝手に使う ・口げんかが高じ、手が出る	・指導に対して反抗する ・からかう、ひやかす ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・友達と物のやりとりをする	・個別指導 ・家庭連絡 ・複数の教職員による指導
第3段階	・学習中に故意に妨害をする ・授業中に教室を出て遊ぶ	・暴言を言ったり、おどしたりする ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく抵抗する ・おどろかすようなことをしたり、言ったりする ・暴力をふるう	・店の物を万引きするなど法律に違反するようなこと	・個別指導 ・家庭連絡 ・複数の教職員による指導 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※上記の表は、一般的な内容について示したものです。学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
 ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、個々のケースの状況等を十分に考慮し指導を行います。
 ※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)